

「民間事業者における通報処理制度の実態調査」及び「公益通報者保護制度
に関する労働者向けインターネット調査」について（概要）

消費者庁企画課
平成22年12月24日

I. 調査目的

公益通報者保護法（以下「法」という。）が平成18年4月に施行されてから4年以上が経過したところであるが、民間事業者及び労働者に対し、民間事業者における通報処理制度の実態等及び労働者の公益通報に関する意識等の調査を行うことにより、制度の更なる普及啓発に向けた施策の立案等に資することを目的とする。

II. 調査の概要

1. 民間事業者における通報処理制度の実態調査

- (1) 調査対象及び標本数
全国の上場事業者（3,667件）と非上場事業者（11,333件）の合計15,000事業者
- (2) 調査期間
平成22年10月1日～11月4日
- (3) 調査方法
郵送法
- (4) 有効回収数（率）
5,642件（37.6%）

【参考】平成20年度調査¹

調査対象及び標本数：全国の上場事業者（3,863件）及び非上場事業者（11,137件）の合計15,000事業者
有効回収数（率）：4,996件（33.3%）

2. 公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査

- (1) 調査対象
常時使用する従業員の数が3人以上の事業者（公的機関も含む）に勤務する、全国に居住する18歳以上の者
- (2) 調査期間
平成22年10月22日～10月26日
- (3) 調査方法
インターネットを利用したWebアンケート方式による調査（インターネット調査）
- (4) 有効回収数
3,000件

【参考】平成20年度調査¹

調査対象：常時使用する従業員の数が100人以上の事業者（公的機関も含む）に勤務する、全国に居住する15歳以上の者
有効回答数：3,035件

¹ 旧内閣府国民生活局では、民間事業者における通報処理制度の実態等及び労働者の公益通報に関する意識等を把握するため、平成20年度に今回と同様の調査を行っている。ただし、今回の調査との比較に当たっては、標本抽出方法や、質問項目、選択肢等が今回の調査と一部異なる点に留意が必要である。

Ⅲ. 調査結果の概要

1. 民間事業者における通報処理制度の実態調査

(1) 法及びガイドラインの認知度

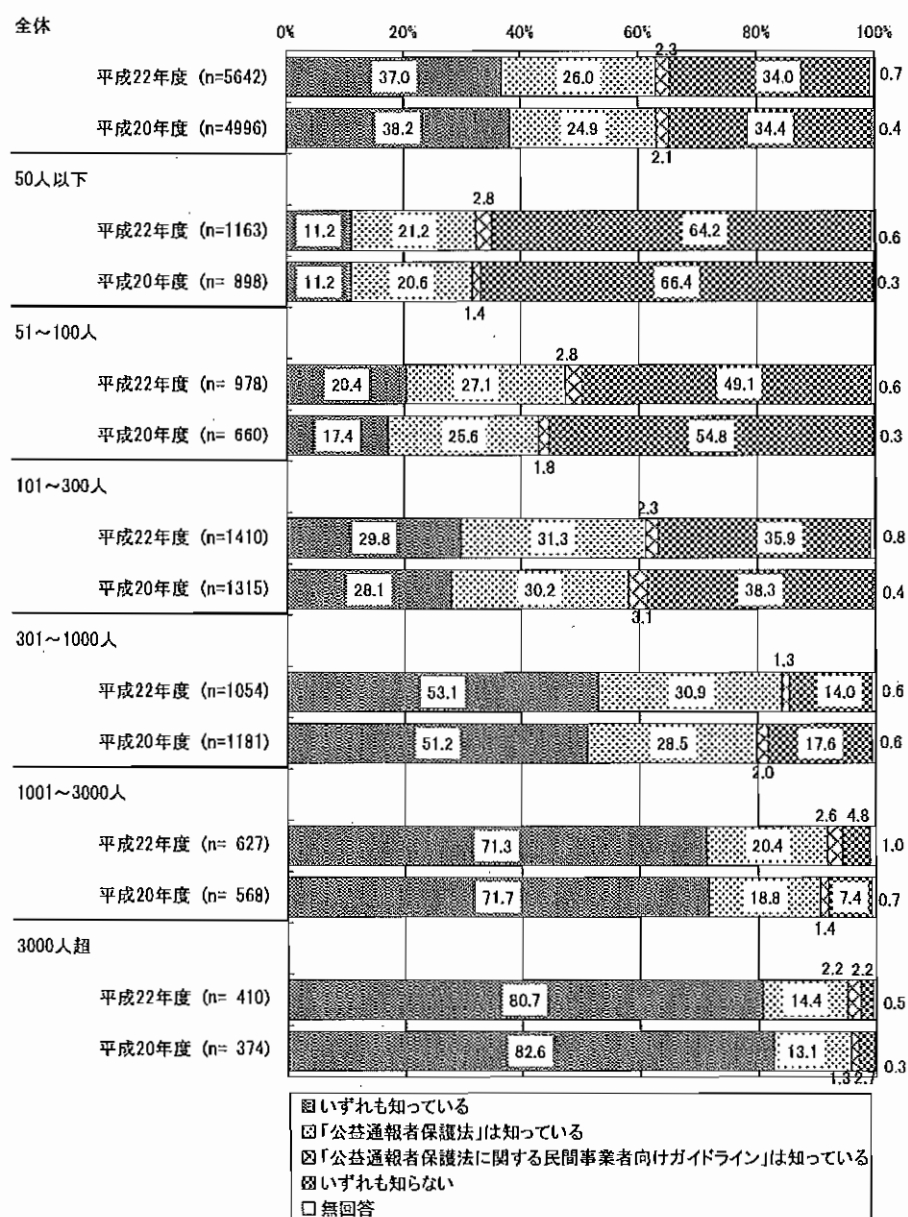
法及び公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を「いずれも知っている」事業者は37.0%、「法は知っている」は26.0%、「ガイドラインは知っている」は2.3%、「いずれも知らない」は34.0%となっている。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「いずれも知っている」の割合が高い。

平成20年度調査と比較して、法及びガイドラインの認知度に大きな差はみられない。

従業員数別にみても、大きな差は見られない。

図表1 法及びガイドラインの認知度(単一回答)／従業員数別、調査年度別



(2) 内部通報制度²の導入状況

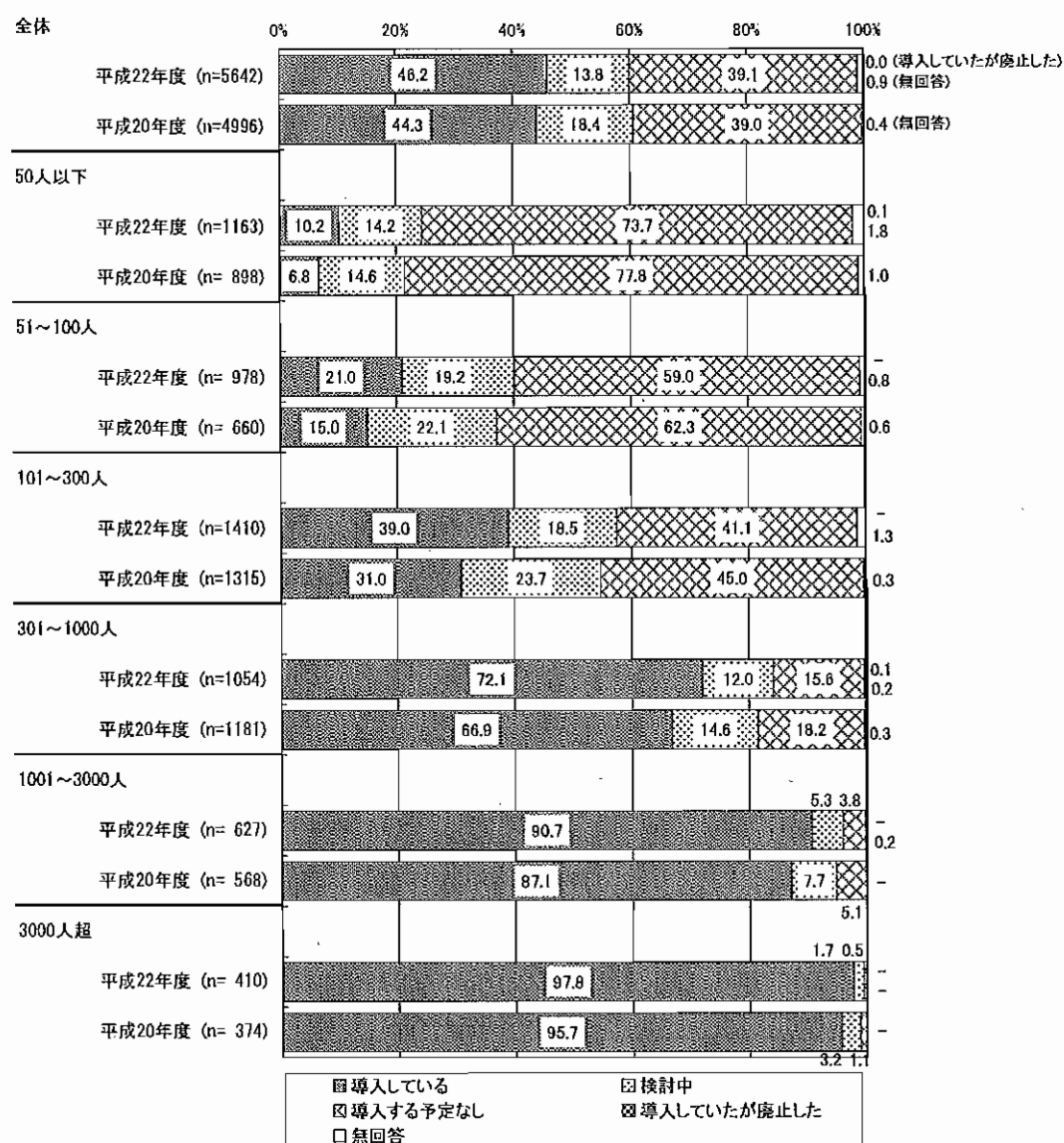
内部通報制度を「導入している」事業者は全体の46.2%、「検討中」は13.8%、「導入する予定なし」は39.1%となっている。

従業員数別にみると、内部通報制度を「導入している」割合は、従業員数の多い事業者ほど高い。

平成20年度調査と比較して、「導入している」が1.9ポイント増加している。一方、「導入する予定なし」については大きな差はみられない。

従業員数別にみると、すべての従業員数区分において「導入している」が平成20年度調査よりも増加しており、特に“101～300人”では増加幅(8.0ポイント)が大きい。

図表2 内部通報制度の導入状況／従業員数別、調査年度別

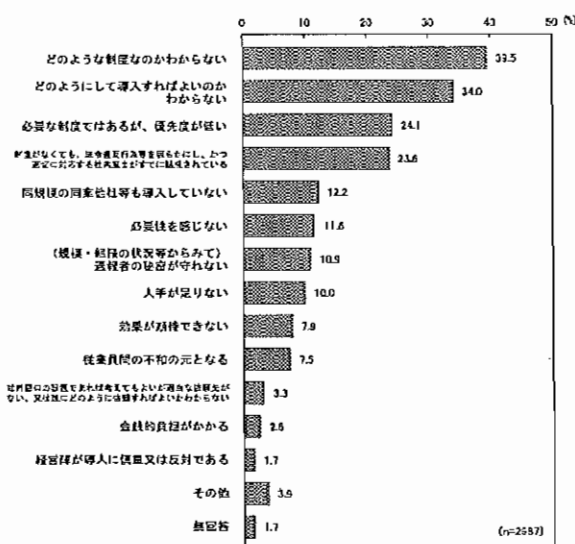


² 本調査でいう「内部通報制度」とは、企業等において、法令違反や不正行為等の発生又はそのおそれのある場合に、そのような状況を知る従業員等の通報を受け付け、通報に対して適切に対応する仕組みのことを意味する。

(3) 内部通報制度を導入していない理由

内部通報制度を導入していない理由については、「どのような制度なのかわからない」が39.5%で最も高く、次いで「どのようにして導入すればよいかわからない」(34.0%)、「必要な制度ではあるが、優先度が低い」(24.1%)、「制度がなくても、法令違反行為等を明らかにし、かつ適切に対応する社内風土がすでに醸成されている」(23.6%)が続く。

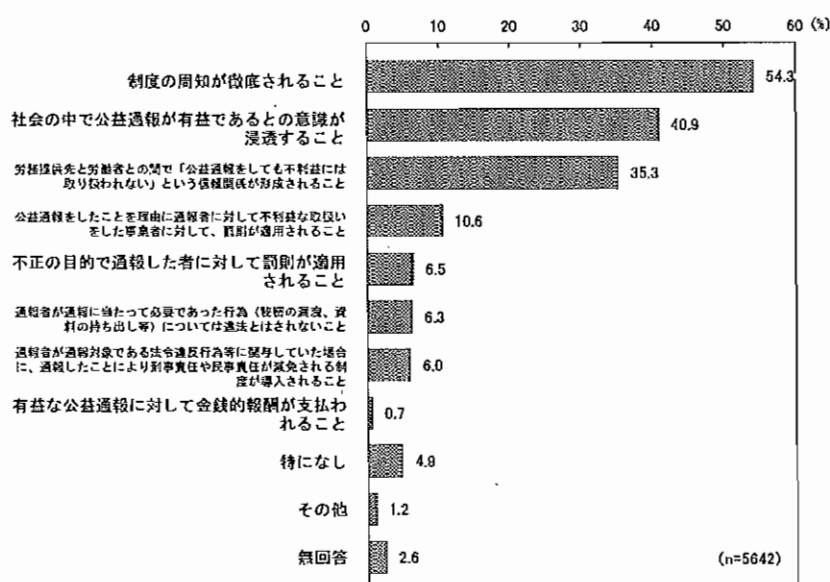
図表3 内部通報制度を導入していない理由(複数回答)／全体



(4) 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと

公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なことについては、「制度の周知が徹底されること」が54.3%で最も高く、次いで「社会の中で公益通報が有益であるとの意識が浸透すること」(40.9%)、「労務提供先と労働者との間で『公益通報をしても不利益には取り扱われない』という信頼関係が形成されること」(35.3%)が続く。

図表4 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと(複数回答)



2. 公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査

(1) 「公益通報者保護法」の認知度

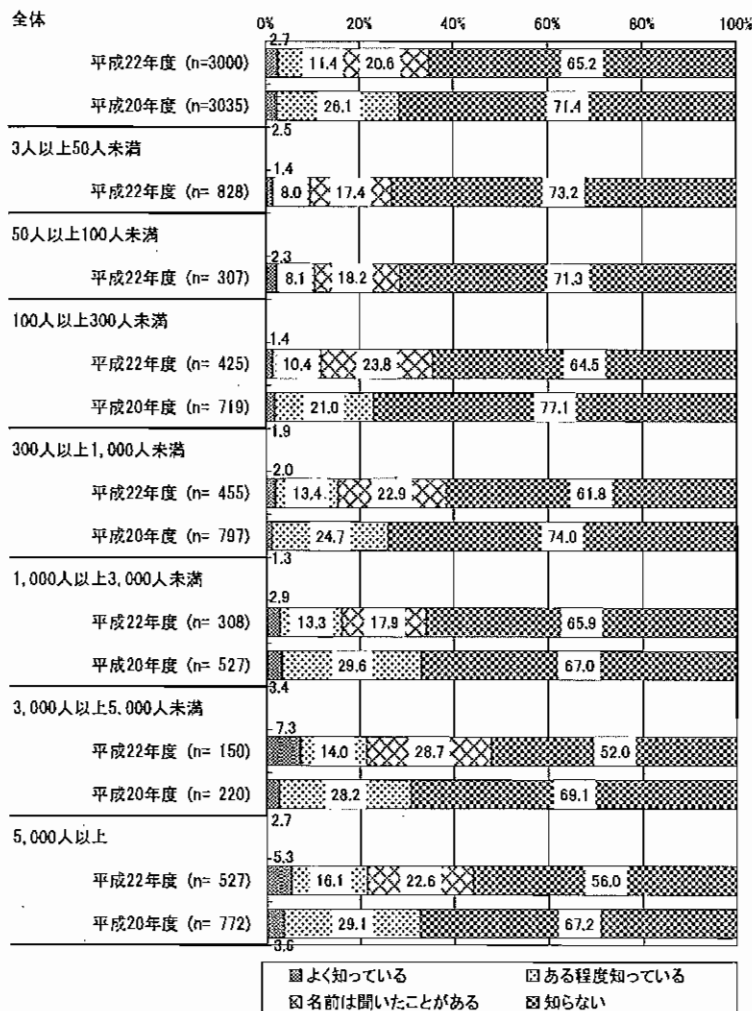
法を知っているかを尋ねたところ、「よく知っている」が2.7%、「ある程度知っている」が11.4%であり、これらの回答数を合わせた『知っている』割合は14.2%となっている。さらに、「名前は聞いたことがある」(20.6%)も合わせると、34.8%となっている。一方、「知らない」は65.2%となっている。

勤務先の従業員数別にみると、従業員数が多いほど法を『知っている』割合が高くなる傾向がみられる。

選択肢が一部異なるため参考値となるが、平成20年度調査と比較して、「知らない」割合が6.2ポイント減少している。

勤務先の従業員数別にみると、100人以上では、いずれの区分においても「知らない」割合が減少しており、特に“3,000人以上5,000人未満”では他の区分と比較して「知らない」割合の減少幅が大きい。

図表5 法の認知度／勤務先の従業員数別、調査年度別



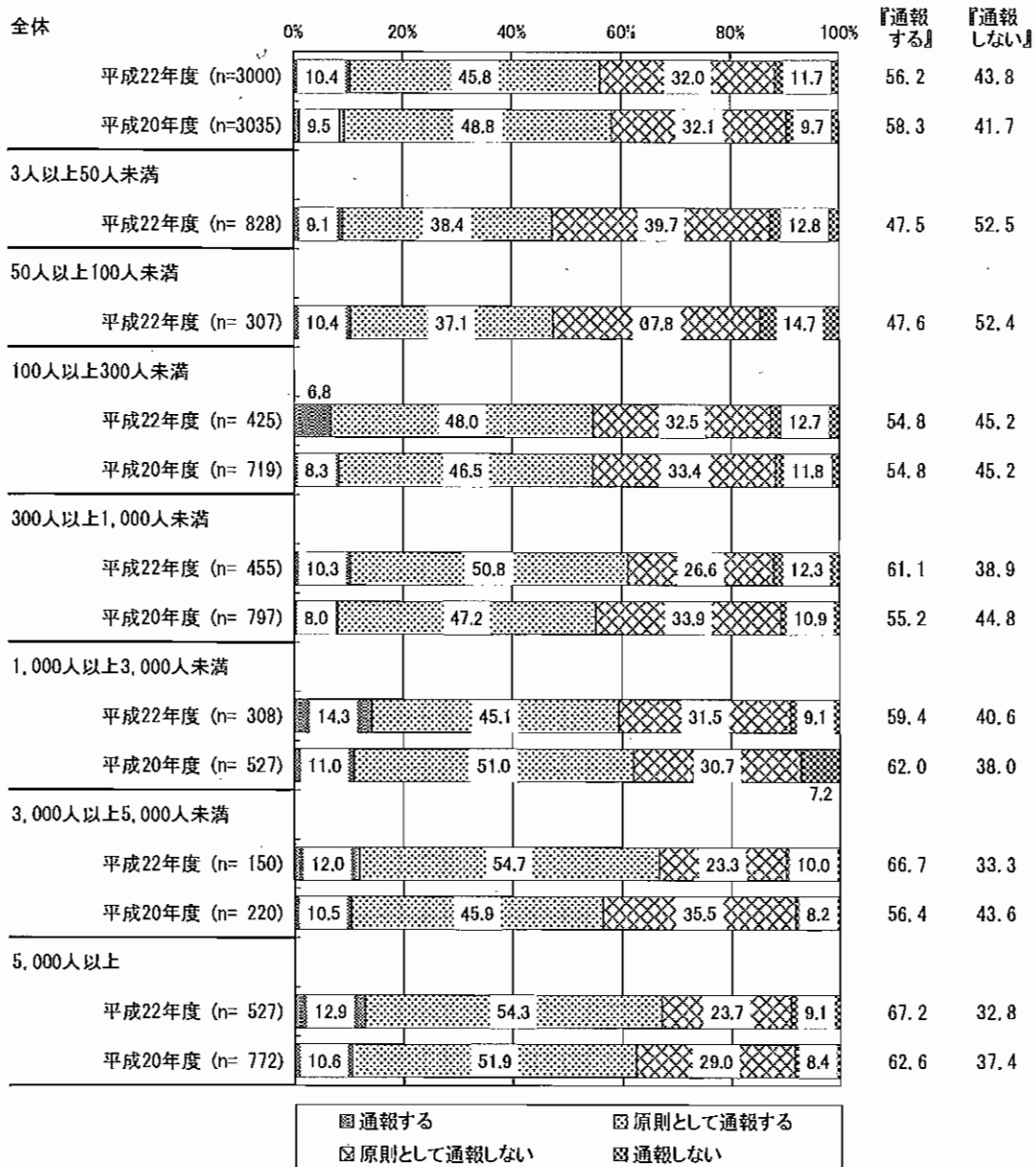
(2) 公益通報の意向

労務提供先で法令違反行為等がなされていることを知った場合の公益通報の意向については、「通報する」が10.4%、「原則として通報する」が45.8%であり、これらを合わせた『通報する』割合が56.2%となっている。一方、「原則として通報しない」(32.0%)、「通報しない」(11.7%)を合わせた『通報しない』割合は43.8%となっている。

平成20年度調査と比較して、『通報する』『通報しない』割合に大きな差はみられない。

勤務先の従業員数別にみると、“3,000人以上5,000人未満”では、『通報する』割合が10.3ポイント増加しており、他の区分と比較して差異が大きい。

図表6 公益通報の意向／勤務先の従業員数別、調査年度別

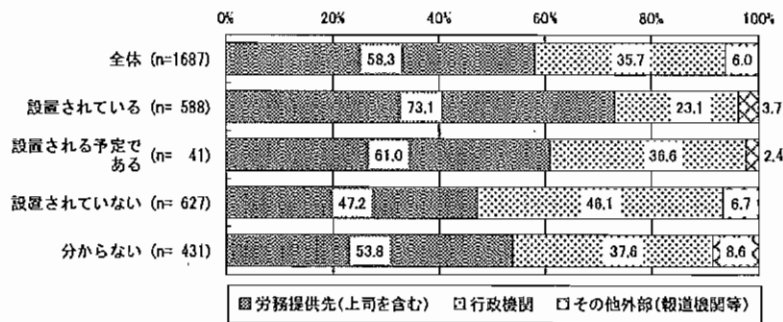


(3) 公益通報の通報先

労務提供先で法令違反行為等がなされていることを知った場合に、「通報する」又は「原則として通報する」と回答した者(1,687人)に対して、通報する場合の最初の通報先を尋ねたところ、「労務提供先(上司を含む)」が58.3%と半数以上を占め、「行政機関」は35.7%、「その他外部(報道機関等)」は6.0%となっている。

内部通報・相談窓口設置の有無別にみると、“設置されている”と回答した者は、“設置されていない”と回答した者と比較して、「労務提供先(上司を含む)」に通報する割合が高くなっている。

図表7 公益通報の通報先/全体、内部通報・相談窓口設置の有無別



(4) 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと

公益通報者保護制度がより身近なものとなるために必要なことについては、「制度の周知が徹底されること」が47.9%で最も高く、次いで「労務提供先と労働者との間で『公益通報をしても不利益には取り扱われない』という信頼関係が形成されること」(31.2%)と、「社会の中で公益通報が有益であるとの意識が浸透すること」(30.3%)が同程度で並び、「公益通報をしたことを理由に通報者に対して不利益な取扱いをした事業者に対して、罰則が適用されること」(21.0%)が続く。

図表8 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと(複数回答)/全体

